

令和5年度自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校の取組が始まりました

令和5年4月1日に、改正道路交通法が施行されたことに伴い、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務化されました。

また、近年、高校生が関わる交通事故のうち、自転車事故の占める割合は、約70%前後で推移していることから、重大な事故等を防止するためにも、自転車乗車時のヘルメットの着用を推進する必要があります。

県教育委員会では、県立匝瑳高等学校を令和5年度のヘルメット着用推進モデル校に指定し、自転車乗車用ヘルメット着用を推進する取組を実践するとともに、得られた知見等を各学校に広め、着用推進につなげていきます。

県教育委員会から、モデル校にヘルメット20個を支給し、ヘルメット着用推進に活用します。（支給したヘルメットは、秋山サイクル〔浦安市富士見〕から寄贈いただきました）



県教育委員会によるヘルメット贈呈



県立匝瑳高等学校で行われたヘルメット着用を促す全校集会

【県立匝瑳高等学校の取組】

学校・生徒主体による取組

- ・生徒会本部による放送等を利用したヘルメット着用の呼びかけ
- ・「スマートサイクルちば」への参加

支給されたヘルメットの貸与

教員及び生徒対象の研修会等

- 生徒対象の研修会（交通安全教室等）
 - ・ヘルメット着用を促す全校集会
- 教職員対象の研修会
 - ・交通事故防止対策研修会
 - ・ヘルメット着用啓発活動研修会

お問い合わせ先：教育振興部児童生徒安全課

電話：043-223-4091